

令和5年7月26日

令和5年度第4回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和5年7月26日(水) 午前9時30分  
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項  
議案第1号 令和6年度使用教科用図書採択について
- 3 報告事項  
報告第1号 令和5年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について  
報告第2号 美浦村生涯学習推進計画策定委員会について
- 4 その他
- 5 閉会

議案第1号

令和6年度使用教科用図書の採択について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年7月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

非公開案件

報告第1号

令和5年度就学援助費支給申請者及び認定者の報告について

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年7月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

非公開案件

報告第2号

美浦村生涯学習推進計画策定委員会について

上記について別紙のとおり報告する。

令和5年7月26日提出

美浦村教育委員会教育長 山崎満男

美浦村生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

令和5年7月6日

美浦村教育委員会訓令第14号

(設置)

第1条 美浦村の特性を生かした生涯学習を推進する施策の方針として美浦村生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、美浦村生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定に関すること。
- (2) その他推進計画の策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、美浦村の社会教育委員兼公民館運営審議会の委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ美浦村の社会教育委員兼公民館運営審議会の委員長及び副委員長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、推進計画の策定完了までの期間とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、第2条に規定する所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

## 美浦村中央公民館図書室の水曜日延長開室日程の変更について

美浦村中央公民館図書室においては、平成7年より水曜日の開室時間を午前11時から午後7時として、延長開室を開始しました。

さらに平成8年からは開室時間を午前9時から午後7時に変更して、利用者の利便性向上に努めてまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症流行前には午後6時台にも平均5人ほどの利用があったものの、現在は平均1.8人まで利用が減少している状況で、また、延長開室時は職員が一人体制となることから、業務にあたる職員及び利用者の安全確保及び利用者の減少に伴う費用対効果が課題となっておりました。

このことから、令和4年度第3回公民館運営審議会にて延長開室の廃止を審議しました。

その結果、利用者の意向を把握していないことから継続審議となり、今般、利用者にアンケート調査を実施して意向を調査したところ、回答者の8割が延長時の利用をしたことがなく、また延長時利用者のほとんどは他の曜日や時間帯での利用が可能であるとの回答が得られました。

このことから、令和5年度第1回公民館運営審議会において、改めて延長開室の廃止について審議しましたが、まずは今年度9月から2月の6ヶ月間を試行的・段階的措置として毎週行っていた延長開室を月2回、第2・第4水曜のみに変更するとともに、職員を二人体制とし、その安全を確保しながら、当該期間中の利用状況等を把握・検証して、令和5年度第3回公民館運営審議会において再度協議することになりましたので、ご報告いたします。